

第2回川口こまりごと相談会 が開催されます

6月13日(土)に第1回川口こまりごと相談会が開催され、新型コロナウイルス感染症対策として電話での相談受付を実施しました。今月も7月12日(日)午後1時～3時まで電話対応にて開催致します。

「暮らし・生活保護」、「法律・相続・多重債務」、「労働・不払い・首切り」、「税金・国保税」、「子育て・保育」、「教育・不登校・引きこもり」、「医療・介護」など様々な相談に弁護士、医師、税理士、ケースワーカー、ケアマネージャー、心理カウンセラー、労働組合や市議会議員などのスタッフが対応します。

お一人で悩まず相談して問題解決に向けて第一歩を踏み出しましょう。ご相談内容によって電話番号が異なりますので、下記を参照下さい。

- ☎ 264-7700 生活・雇用・負債など法律相談
- ☎ 264-7701 営業を守る
- ☎ 264-7702 医療・介護・健康
- ☎ 264-7703 引きこもり・不登校

※相談内容が複雑で長時間にわたる場合は後日、訪問により対応させて頂く場合もあります。

7月の無料法律相談

◎日時／7月14日(火) 18時30分～

◎会場／日本共産党埼玉南部地区委員会事務所2階

ご相談者が増えています。事前にご予約の上お越し下さい。
相談ご希望の方は地域の党市議会議員、または下記電話までご連絡下さい。

なお、コロナウイルス対策のため、申し込みの際は必ずご連絡先の電話番号をお知らせ下さい。よろしくお願いします。

主催：日本共産党川口市議会議員団

川口市前川2-28-10 電話 048-267-8411

知っ得情報 持続化給付金

新規開業の方・フリーランスに朗報 持続化給付金の対象拡大！

【現在の給付対象者】

- ① 資本金 or 出資総額 10 億円未満または常時雇用 2000 人以下のフリーランス、NPO 法人なども対象です。
- ② 2020 年 1 月～12 月のうち、2019 年同月比で事業収入(売上)が 50%以上減少した月がある方。
- ③ 2019 年以前から事業収入(売上)を得ており、今後も事業継続意思がある方。

【新たな対象者について】

① 雑所得や給与所得で確定申告をしている個人事業者

② 2020 年 1 月から 3 月の新規開業の方

* どちらのケースも収入が 50%以上減少していることが条件です

● 給付額：①最大 100 万円

②中小法人等最大 200 万円、個人事業者等最大 100 万円

● 申請方法：WEB・スマホから電子申請

(全国に設置した申請サポート会場でも申請が可能)

● 申請開始日：6月29日より受付開始

持続化給付金の制度がスタートした時には、事業所得の方だけが申請の対象でしたが国民のみなさんや日本共産党も声をあげたことで、雑所得や給与所得のフリーランスの方も対象となりました。貴重な成果です。しかし、所得の種類が事業所得を含む複数にまたがっていると事業所得をベースにしないと申請できない、配偶者の扶養に入っていると対象外など、引き続き制度の改善を求める声も寄せられています。